

1. 必要な料金収入の検討

前回部会における検討状況

- ◆ 必要な料金収入の検討に当たり、今後の物価上昇率2%を見込んで料金算定期間を5年間とする場合（ケース1）と、目下の社会情勢や物価上昇などの先行き不透明な状況、今後の受水費単価（水道用水供給事業の料金）の動向を踏まえ、短期間で料金を見直すことを前提に物価上昇率を見込まず、料金算定期間を3年間とする場合（ケース2）を比較して検討を行いました。

必要な料金水準の試算結果（第2回部会資料の再掲）

ケース	評価			企業債残高対給水収益比率	計画の目標（耐震管率等）達成	供給単価の増加率
	単年度損益	資金残高	料金回収率			
ケース1	○	○	○	R13 466.9%	○	67.8%
ケース2	○	○	○	R11 490.1%	○	52.5%

委員意見の概要

項目	概要
物価上昇と料金算定期間について	・ 今後の物価動向、水道用水供給事業の料金の動向が不透明な中、令和10年10月に岩井谷浄水場を廃止し村内連絡管の供用を開始するなどの状況の変化がある。 ・ 他事業体でも料金算定期間を3年、4年と短く設定する団体が多くなってきている。 ・ 今回3年間で料金算定期間を区切って検討を進めていくのがよいと考える。
料金改定率について	・ ケース1で 67.8%、ケース2で 52.5%の料金改定率は、どちらも高い印象を受けた。 ・ 千早赤阪水道事業の現状や今後の見通しが厳しいものであるということは理解。経営努力を行ってもなお様々な要因が重なり、より厳しい経営になっていくと感じている。 ・ 様々な物の価格が上昇している中、水道料金の大幅な値上がりは厳しいのが正直なところ。 ・ 日常生活や会社経営を行っていくうえで多くの水を使用する。水道料金が大幅に上がることを考えると、水を使用することに対する考え方も変わってくる。 ・ 令和9年度以降も引き続き、村からの繰入金をお願いできないかというのが率直な意見。

村繰入金を反映した料金改定案の検討

① 料金算定期間（改定間隔）の設定

- ◆ ケース3: ケース2に3,600万円/年（令和9年度～令和11年度）の村繰入金を反映して試算

設定内容	
料金改定時期	料金算定期間
令和9年度	<u>ケース3</u> ：3年間（令和9年度～令和11年度）

② 条件の設定

条件の内容	
単年度損益	単年度黒字（利益積立金の活用も含む）
資金残高 実際の水使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮し設定	給水収益の3か月分以上
料金回収率 給水に係る費用が、給水収益でどの程度賄えているかを表す指標 ただし検討に当たっては一過性の要因である岩井谷浄水場廃止に係る固定資産除却費を給水原価から控除して算出	料金算定期間中における料金回収率の平均が100%以上

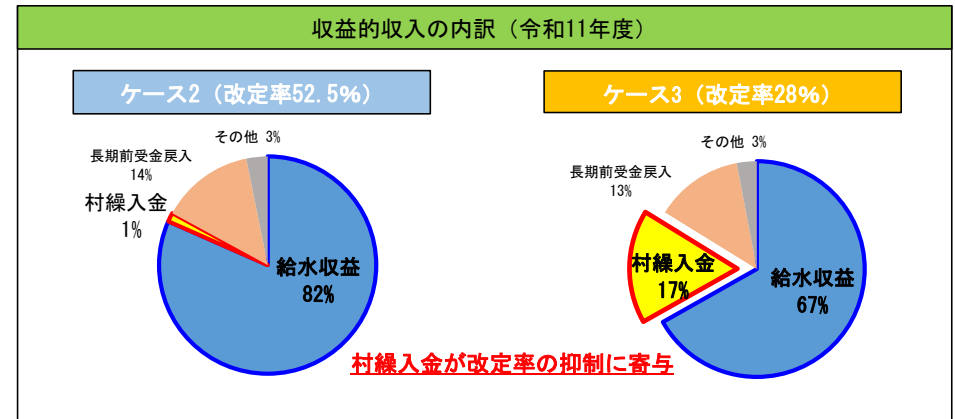
③ 料金算定期間内においてすべての条件を満たす料金収入（供給単価）の増加率

ケース	評価			企業債残高対給水収益比率	計画の目標（耐震管率等）達成	供給単価の増加率
	単年度損益	資金残高	料金回収率			
ケース3	○	○	○※	R11 560.7%	○	28.0%

※ ケース3の料金回収率はR9:105.9%、R10:125.0%、R11:91.8%

村繰入金反映の有無による料金改定案の比較

- ◆ 令和9年度から令和11年度までの3年間、3,600万円/年を村一般会計から繰入れる案を村において検討いただいています。
 - ◆ これを前提とした場合、令和9年度の料金改定率は、令和4年度の料金改定時に示していた見込みである28%の水準となります。
 - ◆ 令和12年度以降は村繰入金を見込まずに試算していることから、次の改定時期を令和12年度とした場合の料金改定率は高くなります。
- ※ 令和12年度以降の試算は、現行の水道用水供給料金を前提としているため、今後、水道用水供給料金の改定が行われた場合には、その影響により料金改定率が上昇する可能性があります。
- ※ 収益的支出における受水費の占める割合約18%（令和12年度）
- ◆ 業務の効率化、経費の縮減、施設整備の適正化等の経営努力を進め、将来にわたる料金負担の抑制に努めます。



現行料金

1か月20㎡使用した場合（メーター口径13mm）		4,433円	
ケース2		令和9年度※1	令和12年度※2,4
村繰入金なし	改定後水道料金案	6,760円（+2,327円）	7,704円
	改定率	52.5%	14.0%
ケース3		令和9年度	令和12年度※3,4
村繰入金3,600万円（令和9年度～令和11年度）	改定後水道料金案	5,595円（+1,162円）	7,704円
	改定率	26.2%	37.7%
	[ケース2との差額]	▲1,165円	－

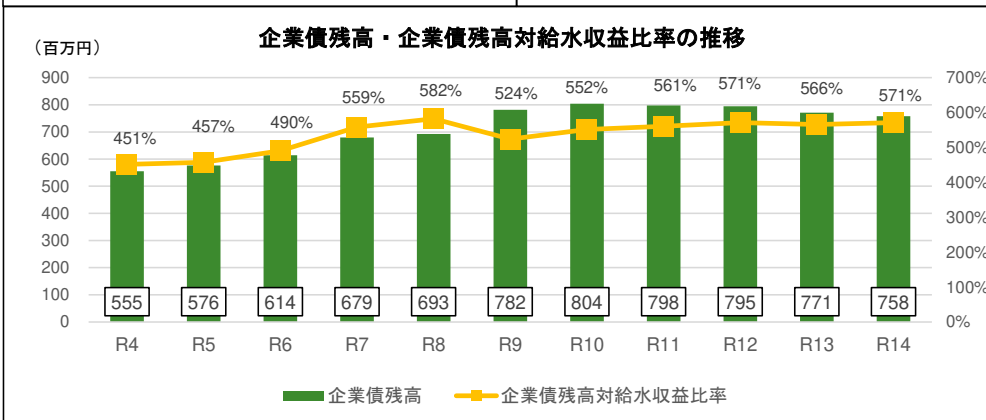
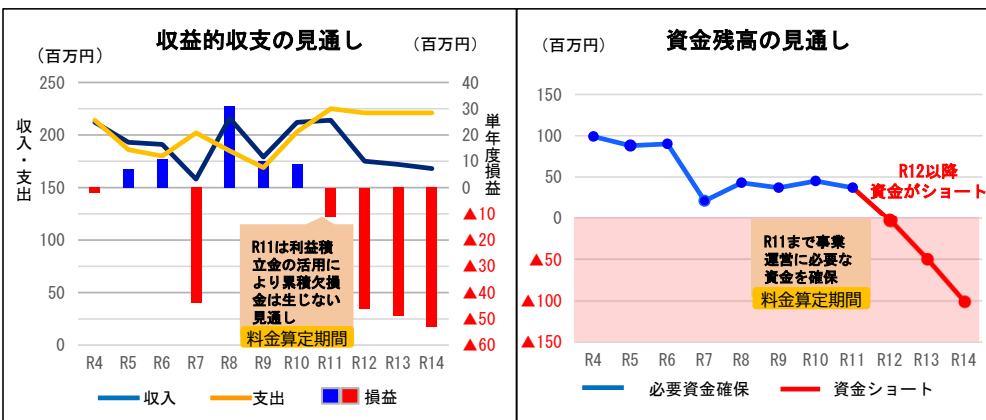
【留意点】

- ・ 上記の試算は受水費単価の改定（水道用水供給事業の料金改定）や物価上昇は見込んでいない。
- ・ 令和12年度改定後水道料金案は現時点における試算であり、今回の検討において決定はしない。
- ※1 ケース2の改定率を現行料金に乘じた額
- ※2 ケース2の令和9年度改定後水道料金案に現時点の試算における令和12年度の改定率を乗じた額
- ※3 ケース3の令和9年度改定後水道料金案に現時点の試算における令和12年度の改定率を乗じた額
- ※4 令和12年度の試算は、村繰入金を見込まずに試算した額

2. 財政収支の見通し

ケース3 料金算定期間3年、村からの繰入金3,600万円／年（令和9年度～令和11年度）の場合

- 令和9年度～令和11年度の事業費 **3億円**
- 令和11年度の基幹管路の耐震管率 **41%** / 重要施設配水管路の耐震管率 **8%**
- 村からの繰入金 令和9年度：出資金（資本的収入）に**3,600万円**、令和10～11年度：他団体補助金（収益的収入）に**各3,600万円**計上
- 供給単価の増加率 **28.0%**（245円/㎡ → 313円/㎡）



※企業債残高対給水収益比率 (%) = 企業債残高 ÷ 給水収益 × 100
給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

3. 料金体系の検討

- 改定後の料金体系（案）は以下のとおりで実施します。

- 令和9年4月から供給単価の**平均28%**増加を実施（令和4年度料金改定時に示した令和9年度増加率と同じ）
- 基本料金と従量料金の構成比率は、32% : 68% → **34% : 66%**に変更
- 口径別料金体系・逓増制は維持、逓増度については現行料金と同じ
- 水道メーター口径13mm又は20mm、使用水量15㎡までの使用者層（全体の6割程度を占める）において大幅な負担増とならないよう配慮（**改定差額が1か月当たり税込1,000円以内**）（令和7年度使用水量の件数の実績は、9㎡、15㎡、14㎡の順で多い。（0㎡、1㎡を除く））

- 水道料金算定要領に沿って試算した算定結果を踏まえ、現行の料金体系からの改定案は以下のとおりです。

(1) 現行の料金表（1か月当たり・税抜）

（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,180	1,300	1,530	4,540	8,070	14,740	32,440

＜従量料金＞

水量区分	1～10㎡	～20㎡	～30㎡	～40㎡	41㎡～
従量料金単価	100	185	230	260	285

(2) 改定案の料金表（1か月当たり・税抜）

（単位：円）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
基本料金	1,637	1,803	2,135	6,387	11,472	21,059	46,588

＜従量料金＞

水量区分	1～10㎡	～20㎡	～30㎡	～40㎡	41㎡～
従量料金単価	121	224	278	314	345

（従量料金平均単価207円）

(3) 水道料金の改定案（1か月当たり・税込）

【水道料金の計算方法】
メーター口径13mmで1か月に20㎡使用した場合

水道料金・・・5,595円 (①+②+③) = 1,637円(①基本料金) + **3,450円**(②従量料金) + 508円(③消費税)
(121円×10㎡³ + 224円×10㎡³)

(単位：円)

改定案		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0㎡	1,800	1,983	2,348	7,025	12,619	23,164	51,246
	5㎡	2,466	2,648	3,014	7,691	13,284	23,830	51,912
	10㎡	3,131	3,314	3,679	8,356	13,950	24,495	52,577
	15㎡	4,363	4,546	4,911	9,588	15,182	25,727	53,809
	20㎡	5,595	5,778	6,143	10,820	16,414	26,959	55,041
	30㎡	8,653	8,836	9,201	13,878	19,472	30,017	58,099
	40㎡	12,107	12,290	12,655	17,332	22,926	33,471	61,553
	50㎡	15,902	16,085	16,450	21,127	26,721	37,266	65,348
	100㎡	34,877	35,060	35,425	40,102	45,696	56,241	84,323
	300㎡	110,777	110,960	111,325	116,002	121,596	132,141	160,223
500㎡	186,677	186,860	187,225	191,902	197,496	208,041	236,123	

(4) 水道料金の現行と改定案の差額（1か月当たり・税込）

改定案－現行		口径						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用水量	0㎡	502	553	665	2,031	3,742	6,950	15,562
	5㎡	618	668	781	2,147	3,857	7,066	15,678
	10㎡	733	784	896	2,262	3,973	7,181	15,793
	15㎡	948	999	1,111	2,477	4,188	7,396	16,008
	20㎡	1,162	1,213	1,325	2,691	4,402	7,610	16,222
	30㎡	1,690	1,741	1,853	3,219	4,930	8,138	16,750
	40㎡	2,284	2,335	2,447	3,813	5,524	8,732	17,344
	50㎡	2,944	2,995	3,107	4,473	6,184	9,392	18,004
	100㎡	6,244	6,295	6,407	7,773	9,484	12,692	21,304
	300㎡	19,444	19,495	19,607	20,973	22,684	25,892	34,504
500㎡	32,644	32,695	32,807	34,173	35,884	39,092	47,704	

全体の6割程度を占める使用者層（令和7年度）